

処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。

「質問の募集」要項は48頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q  
&  
A

Q1

麻薬処方せんの取り扱いについて質問があります。当薬局は麻薬小売業者の免許を受けていないのですが、患者が麻薬処方せんを持参した場合、調剤を断っても構わないのでしょうか。それとも、麻薬以外の医薬品のみ調剤して、麻薬についてはほかの薬局で調剤を受けてもらえば良いのでしょうか。(匿名希望)

A1

麻薬小売業者の免許を受けていない薬局では、麻薬を調剤することが認められていません。すなわち、麻薬を記載した処方せん(以下、麻薬処方せん)を受け付けることはできませんので、患者には近隣の麻薬処方せんが応需可能な薬局を紹介することなどが求められます。

麻薬については、「麻薬及び向精神薬取締法」(昭和28年3月17日、法律第14号)において、譲渡、譲受、廃棄、保管、届出などの取り扱いに関する事項が定められています。この中で、薬局は「麻薬小売業者」に該当し、「都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん(麻薬処方せん)により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者」とされています。ここで言う麻薬施用者とは、都道府県知事の免許を受けた医師のことを意味します。

すなわち、薬局が麻薬を取り扱うためには、都道府県

知事(特別区においては区長)による麻薬小売業者の免許が必要です。麻薬小売業者の免許を受けていない薬局においては、麻薬処方せんを受け付けることができません。本来、薬局としては麻薬小売業者の免許を受けておくことが必要ですが、やむを得ず麻薬処方せんを受け付けることができない場合には、患者にその旨を説明したうえで、近隣の応需可能な薬局を紹介することなどが求められます。また、麻薬処方せんの中に麻薬以外の医薬品が処方されていた場合であっても、麻薬以外の医薬品のみを調剤することは認められません。いつでも麻薬処方せんを取り扱うことができるよう、麻薬小売業者の免許を受けておくことが必要でしょう。

Q2

麻薬を廃棄する場合、都道府県職員の立ち会いが必要ですが、患家から預かった調剤済みの麻薬についてはどうすれば良いのでしょうか。(匿名希望)

A2

適切に廃棄したうえで、都道府県知事あてに廃棄届を提出してください。

麻薬の廃棄については、麻薬及び向精神薬取締法において、「麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない」とされています(第29条)。ただし、調

剤済みの麻薬を廃棄する場合については、必ずしも都道府県職員の立ち会いは必要とされておらず、廃棄した日から30日以内に都道府県知事あてに廃棄届を提出することとされています(第35条)。患者から調剤済みの麻薬を譲り渡された場合には、適切に処理されるようお願いいたします。

**Q3** 当薬局は麻薬小売業者の免許を受けているのですが、麻薬処方せんに記載された麻薬の在庫が切れていた場合、ほかの麻薬小売業者の免許を受けている薬局から小分けしてもらうことは可能でしょうか。(匿名希望)

**A3** 麻薬の場合、薬局間での譲渡・譲受は認められていません。

麻薬及び向精神薬取締法において、麻薬小売業者は「麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない」と規定されています(第24条第10項)。したがって、麻薬小売業者の免許を受けている薬局同士であっても、現在は、麻薬の譲渡・譲受は認められていません。

薬局が調剤用の麻薬を入手するには、麻薬卸売業者の免許を受けている卸売業者から購入することになります。また、薬局の所在する都道府県以外の卸売業者からは購入することができませんので、十分注意してください。

## 質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか？  
皆さまの疑問に各分野の専門家が答えいたします。どしどしご質問ください。

### 「質問の募集」要項

#### 1. 質問の範囲

##### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できない実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

##### ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ や、請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

##### ③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

### 送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル  
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270